

情報公開に係る審査請求の手続きについて

行政文書公開請求に対する決定（行政文書公開決定、行政文書一部公開決定又は行政文書公開拒否決定をいいます。以下同じ。）に不服があるときは、決定の取消しを求めて審査請求をすることができます。ただし、決定後、一定期間を経過したときは、原則として審査請求をすることができなくなります（行政不服審査法第 18 条）。

なお、審査請求ができる期間は、決定通知書（行政文書公開決定通知書、行政文書一部公開決定通知書又は行政文書公開拒否決定通知書をいいます。以下同じ。）に記載されています。

1 審査請求書の提出

審査請求書を 1 通（※）作成し、決定を行った室課所（お手元の決定通知書の「事務担当室課所」欄に記載されている室課所）に郵送又は持参して提出してください。それ以外の提出方法（電子メール、FAX、SNS 等）は認められていません。

※決定を行ったのが、「神奈川県警察本部長」である場合は、2 通作成してください。

2 審査請求書に記載する事項

審査請求書は、その様式が法令上定められていませんが、作成の際には、必ず次の（1）から（7）までの事項は記載してください（行政不服審査法第 19 条第 2 項）。

これらの事項の記載がない場合や記載が不十分な場合は、記載内容の補正を求める場合があります（行政不服審査法第 23 条）、補正に応じていただけない場合には、審査請求が却下されることがあります（行政不服審査法第 24 条第 1 項）。

（1）審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

（2）審査請求に係る処分の内容

<記載例>

〇〇（例：神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県警察本部長 等）が〇年〇月〇日付けで行った審査請求人に対する公開拒否（一部公開）決定処分

（3）審査請求に係る処分があったことを知った年月日

（4）審査請求の趣旨

<記載例>

「（2）記載の処分を取り消す」との裁決を求めます。

(5) 審査請求の理由

処分の取消しを求める理由を具体的に記載してください。

<記載例>

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であるから公開すべきである。

(6) 処分庁の教示の有無及びその内容

<記載例>

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〇〇（例：神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県公安委員会 等）に対して審査請求することができます。」との教示がありました。

(7) 審査請求の年月日

【審査請求書の書式例】

審査請求書

年 月 日

〇〇（例：神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県公安委員会 等）殿

審査請求人 甲野一郎

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の住所、氏名

A県B市C町D番地 甲野一郎

2 審査請求に係る処分

〇〇が 年 月 日付けで行った審査請求人に対する公開拒否（一部公開）決定処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

4 審査請求の趣旨

「2記載の処分を取り消す。」との裁決を求めます。

5 審査請求の理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であるから公開すべきである。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〇〇に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

7 添付書類